

◎鹿児島県青少年保護育成条例施行規則

制定 昭和三十七年二月二十八日 規則第十号
改正 昭和三十七年十月二十九日 規則第九十九号
昭和四十八年十二月十日 規則第七十九号
昭和五十四年五月一日 規則第三十三号の二
昭和五十八年三月二十三日 規則第十八号
昭和五十九年四月二十八日 規則第四十八号
昭和六十年一月二十八日 規則第一号
昭和六十一年三月三十一日 規則第二十七号
平成三年三月二十九日 規則第十六号
平成四年五月一日 規則第三十五号
平成六年六月十日 規則第三十八号
平成八年三月二十九日 規則第三十二号
平成八年十二月二十五日 規則第八十九号
平成十二年三月二十八日 規則第十六号
平成十三年三月二十七日 規則第十五号
平成十四年三月二十九日 規則第十一号
平成十五年三月二十八日 規則第三十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、鹿児島県青少年保護育成条例(昭和三十六年鹿児島県条例第六十五号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(推奨及び指定の認定基準)

第二条 条例第五条第一項の規定による推奨又は条例第八条第二項、第九条第二項、第十一條若しくは第十二條第二項の規定による指定の認定基準は、別に定めるところによる。

2 知事は、前項の認定基準を定めようとするときは、鹿児島県青少年保護育成審議会の意見を聴くものとする。

(興行場等への深夜の立入禁止)

第三条 条例第七条第一項に規定する規則で定める営業は、硬貨、メダル又はチップを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第二条第一項第八号に該当する営業を除く。)とする。

2 条例第七条第二項の規定により行ふ表示は、別記第一号様式によるものとする。

(有害映画等の制限の表示)

第四条 条例第八条第五項の規定により行ふ表示は、別記第二号様式によるものとする。

(有害図書等の陳列場所への表示)

第五条 条例第十条第二項の規定により行ふ表示は、別記第三号様式によるものとする。

式によるものとする。

(有害がん具刃物等の形状、構造又は機能)

第六条 条例第十二条第五項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

廣 性器の形状をなし、又は性器に著しく類似する形状を有するもの。
廣 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの。

(図書等自動販売機等管理者等の要件)

第七条 次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければ、条例第十三条第一項に規定する図書等自動販売機等管理者又はがん具刃物等自動販売機管理者(以下「自動販売機等管理者」と総称する。)となることができない。

廣 二十歳未満の者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。
廣 条例第十三条第二項及び第十五条第一項の規定による義務を直ちに履行することができる区域内に住所を有すること。

・ 前号に掲げる義務の履行に關し、図書等自動販売機等管理者又はがん具刃物等自動販売機等管理者から一切の権限を委任されていること。

・ 第二号に掲げる義務を履行することを承諾していること。

(図書等自動販売機等の届出)

第八条 条例第十四条第一項の規定による知事への届出は、別記第四号様式に次に掲げる書類を添付して行ふものとする。

廣 図書等自動販売機等管理者又はがん具刃物等自動販売機等管理者(以下「自動販売機等管理者」と総称する。)の住民票の抄本(法人にあつては、その定款の写し及び登記簿の謄本)
廣 図書等自動販売機等管理者又はがん具刃物等自動販売機等管理者(以下「自動販売機等管理者」と総称する。)の住民票の抄本、自動販売機等管理者の管理について一切の権限を委任されていることを証する書面(以下「委任状」という。)及び自動販売機等管理者となりその義務を誠実に果たすことを承諾することを証する書面(以下「就任承諾書」という。)

・ 自動販売機等の設置場所が自動販売機等管理者以外の所有である場合にあつては、当該設置場所の所有者が自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面(以下「設置承諾書」という。)

2 条例第十四条第一項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

廣 自動販売機等の設置場所が自動販売機等管理者以外の所有である場合にあつては、当該設置場所の所有者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
廣 自動販売機等により販売し、又は貸し付けようとする物の種類

3 販売又は貸付けの開始予定年月日

・ 条例第十四条第二項の規定による知事への届出は、変更に係るものにあつては別記第五号様式に次に掲げる書類を添付して、廃止に係るものにあつては別記第六号様式により行ふものとする。

廣 法人の代表者の変更にあつては、登記簿の謄本
廣 自動販売機等管理者の変更にあつては、変更後の自動販売機等管理者の住民票の抄本、委任状及び就任承諾書

・ 自動販売機等の設置場所の変更の場合であつて、変更後の設置場所が自動販売機等管理者以外の所有であるときは、当該設置場所の所有者の設置承諾書

4 条例第十四条第三項に規定する届出済証は、別記第七号様式のとおりとし、自動販売機等の正面の見やすい場所にはり付け、表示するものとする。

(知事が指定する者)

第九条 条例第二十六条第一項に規定する知事が指定する者は、次に掲げる職員とする。

廣 環境生活部青少年男女共同参画課の職員
廣 総務事務所、熊毛支庁、大島支庁、指宿保健所、伊集院保健所、出水保健所及び大口保健所の総務課の職員

・ 警察職員(警察官及び少年補導職員に限る。)

2 条例第二十六条第二項の証明書は、別記第八号様式によるものとする。

附 則 昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年十月二十九日規則第九十九号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

附 則 (昭和四十八年十二月十日規則第七十九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年五月一日規則第三十三号の二)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月二十三日規則第十八号)
この規則は、昭和五十八年七月十五日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年四月二十八日規則第四十八号)
この規則は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則 (昭和六十年一月二十八日規則第一号)
この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則 (昭和六十一年三月三十一日規則第二十七号)
この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二十九日規則第十六号)
この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月一日規則第三十五号)

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成六年六月十日規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日規則第三十二号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年十二月二十五日規則第八十九号）

1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の鹿兒島県青少年保護育成条例施行規則第三条第一項の規定により定められた指定基準は、改正後の鹿兒島県青少年保護育成条例施行規則第二条第一項の規定により定められた指定基準とみなす。

附 則（平成十二年三月二十八日規則第十六号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日規則第十五号）

1 この規則は、平成十三年五月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている自動販売機等設置届出済証は、改正後の鹿兒島県青少年保護育成条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第七号様式の自動販売機等設置届出済証とみなす。

3 新規則別記第七号様式の規定は、平成十三年五月一日以後の届出に係る自動販売機等設置届出済証について適用し、同日前の届出に係る自動販売機等設置届出済証については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第十一号）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿兒島県青少年保護育成条例施行規則第十一条第二項に規定する証明書は、改正後の鹿兒島県青少年保護育成条例施行規則第九条第二項に規定する証明書とみなす。

附 則（平成十五年三月二十八日規則第三十四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。